

市立こども園における

医療的ケアを必要とする子どもへの対応について  
(手引き)

八尾市 こども施設運営課

平成26年 4月作成  
平成27年 2月改訂  
平成27年10月改訂  
平成31年 2月改訂  
令和 3年 1月改訂



# 目 次

1 医療的ケアについて	1
2 具体的な対応	
(1) こども園における医療的ケアの範囲	1
(2) 実施体制	1
(3) 医療的ケア実施懇談会	2
(4) こども園における医療的ケアの限界	2
(5) 医療的ケアに必要な器具	2
(6) 保護者の同伴	2
3 医療的ケア実施までの手順（新規）	2～3
4 進級時の確認について	3
5 医療的ケア実施までの手順（変更又は追加）	4

## 1 医療的ケアについて

ノーマライゼーション理念に基づく在宅生活の広がりや医学・医療技術の進歩、在宅医療の諸施策の推進等により、医療的ケアの必要な子どもの在宅化が進み、こども園への入園ニーズが増えてきています。

医療的ケアの必要な子どもに対して求められる様々な対応については、関係者（保護者、主治医、こども園職員）が連携をとり、医療的ケアの必要な子どもが、健康で安全にこども園生活を送ることができるよう取り組んでいます。

## 2 具体的な対応

### (1) こども園における医療的ケアの範囲

\*認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育教諭が行う医療的ケア

#### ①吸引

ア 鼻腔内・口腔内吸引（咽頭より手前）

イ 気管カニューレ内部の吸引

#### ②経管栄養

ア 鼻腔栄養チューブによる注入

（チューブの先端が胃内にあることの確認はできない）

イ 胃ろう・腸ろうへの注入

\*看護師が行う医療的ケア

#### ①吸引

ア 鼻腔内・口腔内吸引

イ 気管カニューレ内の吸引

#### ②経管栄養

ア 鼻腔栄養チューブによる注入

イ 胃ろう・腸ろうへの注入

#### ③その他（こども園で実施可能と認めたもの）

### (2) 実施体制

痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアは原則として、医師、看護師、保護者しか行うことができないが、こども園においては、主治医から指導を受けた看護師又は、社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条に定める認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育教諭が行う場合があります。

### (3) 医療的ケア実施懇談会

医療的ケアの実施にあたっては、保護者とこども園職員が連携をとり、取り組むことが重要です。

そのため医療的ケアの必要な子どもが、健康で安全にこども園生活を過ごせる方法や医療的ケアの安全管理や緊急時対応などの情報交換を行います。

懇談会は、医療的ケアを必要とする子どもが入園する時、医療的ケア実施内容の変更又は追加時、進級時に開催しますので、必ず出席してください。

### (4) こども園における医療的ケアの限界

こども園には看護師が常勤していますが、公務等により不在となり医療的ケアの実施体制が取れない場合があります。その際の医療的ケアの実施については、保護者で確保していただきます。

医療的ケアの実施にあたり、新たな施設、設備の整備・改修は行いません。

### (5) 医療的ケアに必要な器具

医療的ケアに必要な物品はすべて保護者に準備していただきます。

また、感染症防止のため、日々の器具等の衛生管理は保護者で行っていただきます。

### (6) 保護者の同伴

医療的ケアの実施にあたっては慎重に進めていきますので、1か月から数か月単位で時間がかかります。その間の医療的ケアの実施を保護者にご協力を求める場合がありますので、ご理解ください。

## 3 医療的ケア実施までの手順（新規）

医療的ケアを必要とする子どもの保護者は、その子が集団教育及び保育を受けることができるか主治医と相談していただき（教育及び保育の実施可否の確認について）提出をして下さい。

また、こども園入園申込時には、必要とする医療的ケアの内容や受入可能状況についてご相談ください。

※医療的ケアを必要とする子どもが入園を希望するこども園が、受入が可能であるかの調整・協議を行います。



1回目の面談時に、こども園長・看護師が「医療的ケアを必要とする子どもへの対応について（手引き）」に基づき、こども園で行なう医療的ケアの実施体制等を説明します。

「医療的ケア実施届出書」（\*主治医にご相談の上ご記入ください。）

「医療的ケア実施に関する医師の指示書」をお渡しします。

\*届出書と指示書の有効期間は1年とします。

\*入園後に主治医訪問をさせていただきますので、日程調整をお願いします。



2回目の面談時に保護者は、「医療的ケア実施届出書」に「医療的ケア実施に関する医師の指示書」をご持参ください。それに基づいて、医療的ケアの実施方法、配慮事項や具体的な受入方法をご説明、ご相談ください。



入園後1週間前後で保護者とともにごども園長・看護師等で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



主治医を訪問後、「医療的ケア実施に関する計画書」を作成し、保護者に説明を行います。保護者は、計画書に基づく説明等を受けた後、同意書覽に署名・捺印をし、提出してください。



#### 医療的ケアの実施

ごども園長は、保護者から同意を得た後、主治医に対し、ごども園において実施する医療的ケアの内容を「医療的ケア実施について」により通知します。

また、医療的ケアの実施状況については、「医療的ケア実施状況報告書」により主治医に通知します。

## 4 進級時の確認について

進級するにあたり、「医療的ケア実施届出書」と、「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を新たに提出していただきます。

## 5 医療ケア実施までの手順（変更又は追加）

医療的ケアの実施方法、配慮事項や具体的な受入方法に変更又は追加が生じた場合は、こども園長、看護師にご相談ください。

医療的ケアの変更又は追加が生じた場合は、新たに「医療的ケア実施届出書」に、「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を添えて提出してください。

「医療的ケア実施届出書」を受け取ったのち、保護者とともにこども園長、看護師等が主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



提出された届出書や、主治医から受けた医療的ケア実施方法の指導等を踏まえ、医療的ケアに関する懇談会を開催し、こども園における医療的ケアの内容、緊急時対応を協議します。

この協議を踏まえ、「医療的ケア実施に関する計画書」を作成し、保護者に説明を行います。保護者は、計画書に基づく説明を受けた後、同意書覽に署名・捺印をし、提出してください。



こども園は、保護者から同意を得た後、主治医に対し、こども園において実施する医療的ケアの内容を「医療的ケア実施について」により通知します。

また、医療的ケアの実施状況については、「医療的ケア実施状況報告書」により主治医に通知します。

